

令和8年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第3号

松伏町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 一般原則（第2条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、暴力団等であってはならない。

(2) 利用定員に関する基準（第3条）

特定乳児等通園支援事業者は、1時間及び1日当たりの利用定員を定めるものとする。

(3) 運営に関する基準（第4条—第32条）

特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事項その他の運営に関する基準に従い、特定乳児等通園支援を提供しなければならない。

ア 保護者との面談

イ 正当な理由のない提供拒否の禁止

ウ 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認

エ 乳児等支援給付認定の申請に係る援助

オ 特定乳児等通園支援の提供の記録

カ 特定乳児等通園支援に係る費用の支払

キ 乳児等支援給付費の額に係る通知等

ク 特定乳児等通園支援の取扱方針

ケ 特定乳児等通園支援に関する評価等

コ 相談及び援助

サ 緊急時等の対応

シ 乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知

ス 重要事項を定めた運営規程の策定

セ 勤務体制の確保等

ソ 利用定員の遵守

タ 特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項の掲示等

チ 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則

ツ 虐待等の禁止

テ 秘密保持等

ト 利益供与等の禁止

ナ 苦情解決

ニ 事故発生の防止及び発生時の対応

ヌ 会計の区分

ネ 記録の整備等

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 4 号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

通勤手当を見直すための条例の改正

2 内容

通勤手当の見直し（第10条関係）

- (1) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当の額は、支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額とする。
- (2) (1)の職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものに、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を新たに通勤手当として支給する。
- (3) 通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合として規則で定める場合には、その翌月に通勤手当を支給する。
- (4) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

議案第 5 号

松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定め、並びに国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額（第2条、第7条の2、第7条の3及び第19条並びに附則第3項、第4項及び第6項から第13項まで関係）

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定める。

イ 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額を次のとおり定める。

所得割額	被保険者均等割額
基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて得た額	被保険者1人について1,773円

エ 一定額以下の所得の世帯に属する納税義務者等に対して子ども・子育て支援納付

金課税額を減額する額について定める。

(2) 国民健康保険税の課税限度額の改定（第2条関係）

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 定 後
基 礎 課 税 額	<u>6 5 万円</u>	<u>6 6 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>2 4 万円</u>	<u>2 6 万円</u>
介 護 納 付 金 課 税 額	1 7 万円	1 7 万円
合 計	<u>1 0 6 万円</u>	<u>1 0 9 万円</u>

(3) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

2は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

松伏町印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣旨

電気通信事業法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

電気通信事業法の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備

3 施行期日

公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日

議案第 7 号

松伏町行政手続条例の一部を改正する条例

1 趣旨

公示の方法による聴聞等の通知を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 公示の方法による聴聞等の通知の見直し（第15条、第22条及び第29条関係）

公示の方法による聴聞等の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年5月21日

(2) 経過措置

2(1)は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通

知については、なお従前の例による。

議案第 8 号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例及び同年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定めるための条例の改正

2 内容

(1) 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第11条関係）

第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が551,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定に関する所得の額の算定については、給与所得の金額に一定の額を加えるものとする。

(2) 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例（附則第12条関係）

ア 第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者に該当し、かつ、一定の条件に該当する者があるときは、当該該当する者は、令和8年度分の市町村民税が課されている者とみなす。

イ 第1号被保険者が、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者に該当し、かつ、一定の条件に該当する者があるときは、当該第1号被保険者は、令和8年度分の市町村民税が課されている者とみなす。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 9 号

松伏町課設置条例の一部を改正する条例

1 趣旨

「選ばれるまち松伏」の実現を目指し、政策決定及びシティプロモーションを一体的に行い、並びに更なる行財政運営の効率化を図るとともに、激甚化が進む自然災害に迅速に対応するため、課の再編をするための条例の改正

2 内容

総務課及び企画財政課を次のように再編する。

現 行		改 正 後	
課 名	事 務 分 掌	課 名	事 務 分 掌
総務課	(1) 秘書に関する事項 (2) 広報広聴に関する事項 (3) 議会及び行政全般に関する事項 (4) 職員の進退及び身分に関する事項 (5) 条例、規則等の立案及び審査に関する事項 (6) 文書管理及び情報公開に関する事項 (7) 財産管理に関する事項 (8) 交通安全及び防犯に関する事項 (9) 防災に関する事項 (10) 消防及び消防団の連絡調整に関する事項 (11) 統計に関する事項	政策総務課	(1) 議会の調整に関する事項 (2) 町の総合政策に関する事項 (3) 重要施策の企画及び進行管理に関する事項 (4) 町行政の総合企画及び調整に関する事項 (5) 事務の能率化に関する事項 (6) 秘書に関する事項 (7) シティプロモーションに関する事項 (8) 広報広聴に関する事項 (9) 統計に関する事項 (10) 職員の進退及び身分に関する事項
		行財政課	(1) 財産管理に関する事項

	(12) 上水道の連絡調整に関する事項 (13) その他、他課の所管に属しない事項		(2) 上水道の連絡調整に関する事項 (3) 議会の招集及び議案に関する事項 (4) 行政一般に関する事項 (5) 条例、規則等の審査に関する事項 (6) 文書管理及び情報公開に関する事項 (7) 情報化に関する事項 (8) 予算及び財政に関する事項 (9) 人権施策に関する事項 (10) 他課の所管に属しない事項
企画財政課	(1) 町の総合政策に関する事項 (2) 重要施策の企画及び進行管理に関する事項 (3) 町行政の総合企画及び調整に関する事項 (4) 予算及び財政に関する事項 (5) 事務の能率化に関する事項 (6) 情報化に関する事項 (7) 人権施策に関する事項		
		地域安全課	(1) 危機管理に関する事項 (2) 自治振興に関する事項 (3) 交通安全及び防犯に関する事項 (4) 消防の連絡調整に関する事項

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 課の再編に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- ア 松伏町特別職報酬等審議会条例
- イ 松伏町総合振興計画審議会条例
- ウ 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例
- エ 松伏町いじめ問題再調査委員会設置条例
- オ 松伏町情報公開・個人情報保護審査会条例
- カ 松伏町行政不服審査会条例
- キ 松伏町国民保護協議会条例

議案第10号

松伏町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業所内部の規程に定める重要事項を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 乳児等通園支援事業所内部の規程に定める重要事項の見直し（第16条関係）

現 行	改 正 後
(1) から (5) まで (略)	(1) から (5) まで (略)
(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u>	(6) 利用定員
(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u>	(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</u>
(8) から (11) まで (略)	(8) から (11) まで (略)

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第11号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例

1 趣旨

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する事項の定めを廃止するための条例の廃止

2 施行期日

令和8年4月1日

議案第12号

令和7年度松伏町一般会計補正予算（第7号）

1 補正前予算額	12,082,384千円
2 補正予算額	△94,006千円
3 合計	11,988,378千円

議案第13号

令和7年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	3,160,837千円
2 補正予算額	2,432千円
3 合計	3,163,269千円

議案第14号

令和7年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	2,593,197千円
2 補正予算額	△1,209千円
3 合計	2,591,988千円

議案第15号

令和7年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	504,515千円
2 補正予算額	△4,537千円
3 合計	499,978千円

議案第16号

令和8年度松伏町一般会計予算

1 本年度予算額	10,233,000千円
2 前年度予算額	10,812,000千円
3 比較	△579,000千円

議案第17号

令和8年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1 本年度予算額	3,167,607千円
2 前年度予算額	3,126,504千円
3 比較	41,103千円

議案第18号

令和8年度松伏町介護保険特別会計予算

1 本年度予算額	2,579,677千円
----------	-------------

2	前年度予算額	2, 492, 490千円
3	比 較	87, 187千円

議案第19号

令和8年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	563, 323千円
2	前年度予算額	501, 930千円
3	比 較	61, 393千円

議案第20号

令和8年度松伏町下水道事業会計予算

1	本年度予算額	
	(1) 収益の収入	518, 625千円
	(2) 収益の支出	518, 445千円
	(3) 資本の収入	231, 855千円
	(4) 資本の支出	402, 396千円
2	前年度予算額	
	(1) 収益の収入	523, 745千円
	(2) 収益の支出	521, 305千円
	(3) 資本の収入	91, 212千円
	(4) 資本の支出	285, 917千円
3	比 較	
	(1) 収益の収入	△5, 120千円
	(2) 収益の支出	△2, 860千円
	(3) 資本の収入	140, 643千円
	(4) 資本の支出	116, 479千円